

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2025.1.10発行〈通巻第561号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
J A M西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



2023年度石綿労災認定事業場・労災認定状況を公表	2
厚労省が農業機械の安全衛生規制創設に向けた検討開始	
進むか車両系農業機械対策	6
運営協議会委員紹介	
全港湾大阪支部安全衛生委員会 古井昭朗さんインタビュー	12
関西糖尿者安全センターだよりvol.4 種盛真也	14
韓国からのニュース	16
前線から	18
小野ハーフマラソンに参加 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会／兵庫	

12月の新聞記事から／19  
表紙／小野ハーフマラソンに集ったメンバーたち  
(2024年12月8日 本文18ページ)

'25 1

# 2023年度石綿労災認定事業場 労災認定状況を公表

## 厚生労働省

12月11日厚生労働省は2023年度に石綿疾患により労災認定された労働者が所属した事業場を公表した。全認定事業場1318事業場のうち1233事業場(93.6%)の名前、所在地、認定疾病と件数などを公表した。

同時に2023年度に石綿疾患として労災認定された事案に関する認定状況を発表した。合計で1391件が認定された。そのうち159件(11.4%)が石綿救済法による労災時効救済(特別遺族給付金、すべて死亡事案)だった。

これまで事業場情報の公表は、2005(平成17)年7月、8月、2008年3月、6月、10月、12月、2009年12月、2010年11月、2011年11月、2012年11月、2013年以降毎年12月に行われてきて、今回が12回目になる。2005年クボタショック直後にはじまり、一時、国・厚労省の情報公開姿勢が後退したが運動の力で押し戻し、2009年12月からは事業場情報公表が今の形で定着した。

職業がんを主体とする職業性疾病で、毎年1000件以上が労災認定されているのは石綿疾患だけであり、石綿被害は労働者だ

けでなく使用者・事業主、家族、周辺住民にまで拡がっており、さらに、長期の潜伏期間を有する職業がん(肺がん、中皮腫)を主体とすることから多数の未救済事案が生じるという被害構造を有しており、被害者の人権確保の観点から不断の社会的注意喚起が必要である。

そのためには、どこでどれだけの被害が発生しているのかの詳細を社会に知らせることが必須であって、そのための最重要中核情報が「石綿労災認定事業場情報」である。

12月に恒例となったこの労災認定事業場情報公表にあわせるかたちで、毎年、全国一斉アスベスト被害ホットラインが行われ、当センターもこれに協力している。ここには、毎年二百数十件の相談が寄せられる。事業場情報公表翌日から二日間、厚生労働省が行っている相談電話件数も毎年200件を超えてるといい、「事業場情報公開」の重要性を示しているといえよう。

いまのところ国・厚生労働省は事業場情報公表を後退させる動きをみせてはいないが、これを半永久的に続けさせていくためには、アスベスト被害、病気についての情

報発信を継続強化することが大切である。

アスベストやこれによる健康被害に対する社会的認識を低下させないために、被害者団体や支援団体の情報発信力を強化して、社会やマスメディアへの注意喚起に努めなければならない。

## 増える建設業における労災認定

2023年度まで過去5年度分の労災保険と特別遺族給付金（労災時効救済）認定状況の内訳を表1-1、1-2、2に示した（厚生労働省資料から引用）。

特徴的なのは、特別遺族給付金の請求件数が2021年度から3年平均で300件を超える、支給決定件数が2022、2023年度と150件を超えたことである。

石綿健康被害救済法では2022年3月

表1-1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況（過去5年度分）

（件）

年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
肺がん	請求件数	443	408	527	566	535
	決定件数	420	385	403	510	530
	うち支給決定件数 (認定率)	375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)	433 (81.7%)
中皮腫	請求件数	677	615	658	696	664
	決定件数	662	633	601	616	663
	うち支給決定件数 (認定率)	641 (96.8%)	607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)	642 (96.8%)
良性石綿胸水	請求件数	28	20	33	22	34
	決定件数	29	22	24	19	23
	うち支給決定件数 (認定率)	27 (93.1%)	22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)	22 (95.7%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	56	42	60	77	72
	決定件数	61	56	72	57	92
	うち支給決定件数 (認定率)	50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)	73 (79.3%)
計	請求件数	1,204	1,085	1,278	1,361	1,305
	決定件数	1,172	1,096	1,100	1,202	1,308
	うち支給決定件数 (認定率)	1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)	1,170 (89.4%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

（件）

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石綿肺	支給決定件数	52	44	64	61	62

注1 決定件数は当該年度以前に請求があつたものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものと抽出し、集計したものである。

表2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

年 度 区 分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
請求件数		43	40	545	132	317
肺がん	決定件数	17	19	33	183	102
	うち支給決定件数 (認定率)	11 (64.7%)	10 (52.6%)	13 (39.4%)	89 (48.6%)	51 (50.0%)
中皮腫	決定件数	14	11	23	98	127
	うち支給決定件数 (認定率)	12 (85.7%)	8 (72.7%)	18 (78.3%)	80 (81.6%)	102 (80.3%)
石綿肺	決定件数	0	2	1	1	4
	うち支給決定件数 (認定率)	0	2 (100.0%)	0 (0%)	1 (100.0%)	4 (100.0%)
良性石綿胸水	決定件数	0	0	0	0	
	うち支給決定件数 (認定率)	0	0	0	0	
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	0	0	0	2
	うち支給決定件数 (認定率)	0	0	0	0	2 (100.0%)
計	決定件数	31 [4]	32 [9]	57 [22]	282 [95]	235 [36]
	うち支給決定件数 (認定率)	23 (74.2%)	20 (62.5%)	31 (54.4%)	170 (60.3%)	159 (67.7%)

注1 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注2 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

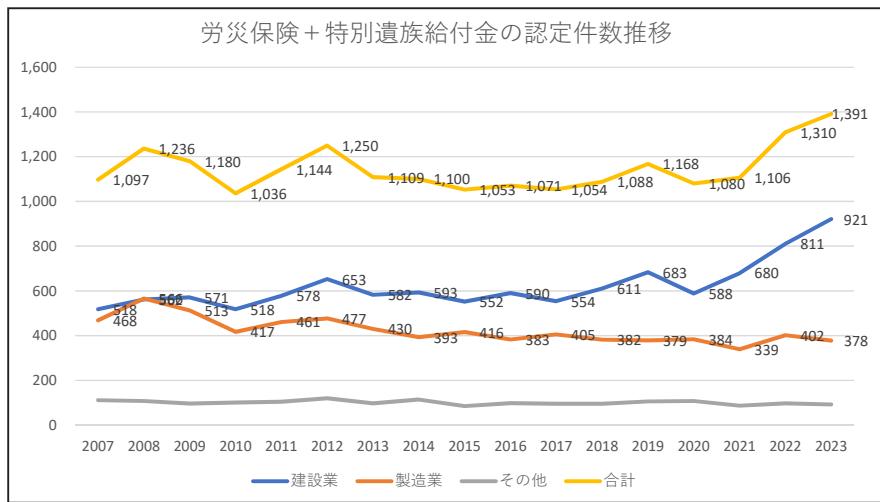
[ ]は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

注3 対象疾病のうち、良性石綿胸水に係る決定は0件だったため、本表では省略している。

当時、3月をもって労災以外の救済給付や労災時効救済が請求期限切れとなるため当センターを含む全国的なホットラインをおこなったところ非常に大きな反響があり、その後の法改正による請求期限の10年延長が実現したという経緯があった。その過程で厚労省、環境省も「期限が切れますよ」とのPRをしたことが2021年度以降の請

求件数、支給決定件数の増加をもたらした。その影響が2023年度も続いているのである。

しかしながら、表1-1と表2を比べると特別遺族給付金の認定率の低さが目立つ。時間経過による医療記録などの消失、証言しうる同僚の死亡、会社の消滅などが主な原因とみられるところで、時効救済制度の



存続とともに時効にならないための官民の努力が求められていることを銘記したい。

もう一つの特徴は、全体の請求件数、決定件数のゆるやかな増加傾向だ。この原因是、建設業における件数が増加していて、この増加分が製造業等のゆるやかな減少傾向を上回っているためである（上のグラフ参照）。

公表労災認定事業数の推移を建設業とそ

れ以外でみても、その傾向が明確にわかる（表3）。

認定事業場の全体数に対する公表事業場数の割合は、2023年度では94%でほとんど変化していない。公表事業場については、建設業以外と建設業にわけて、新規公表の事業場数が示されている。建設業以外では、公表事業数は低下傾向にある一方、建設業では増加傾向が明確である。また、（11ページにつづく）

表3 労災認定事業場数、公表事業場数の経年推移

公表回	公表日	認定年度	認定事業場数A	うち公表事業場数B	うち事業場不明	うち特別加入者(一人親方)	公表割合B/A	建設業以外(第1表)	同左(新規)	新規事業場割合	建設業(第2表)C	同左(新規)	新規事業場割合	公表事業場数全体に対する建設業の割合C/B
7	2009年12月3日	2008	1043	977	16	50	94%	483	303	63%	494	456	92%	51%
8	2010年11月24日	2009	1053	999	20	34	95%	476	301	63%	523	486	93%	52%
9	2011年11月29日	2010	942	887	11	44	94%	419	250	60%	468	440	94%	53%
10	2012年11月28日	2011	1005	936	13	56	93%	427	240	56%	509	457	90%	54%
11	2013年12月10日	2012	1129	1049	17	63	93%	473	286	60%	576	525	91%	55%
12	2014年12月17日	2013	1005	957	1	47	95%	426	228	54%	531	483	91%	55%
13	2015年12月16日	2014	994	939	3	52	94%	404	229	57%	535	481	90%	57%
14	2016年12月20日	2015	975	919	7	49	94%	427	248	58%	492	448	91%	54%
15	2017年12月20日	2016	969	895	14	60	92%	381	197	52%	514	451	88%	57%
16	2018年12月19日	2017	941	879	6	56	93%	390	206	53%	489	430	88%	56%
17	2019年12月18日	2018	1003	927	11	65	92%	388	198	51%	539	477	88%	58%
18	2020年12月16日	2019	1073	992	10	71	92%	393	217	55%	599	532	89%	60%
19	2021年12月15日	2020	981	910	8	63	93%	399	220	55%	511	448	88%	56%
20	2022年12月22日	2021	1033	967	6	60	94%	364	188	52%	603	527	87%	62%
21	2023年12月13日	2022	1215	1133	4	78	93%	408	211	52%	725	649	90%	64%
22	2024年12月11日	2023	1318	1233	0	85	94%	408	230	56%	825	745	90%	67%

# 厚労省が農業機械の安全衛生規制創設に向けた検討開始 進むか車両系農業機械対策

厚生労働省は今年の2月に、「農業機械の安全対策に関する検討会」を設置、この11月までに7回の会合を重ねている。設置の趣旨は以下のとおり。

「農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上の死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

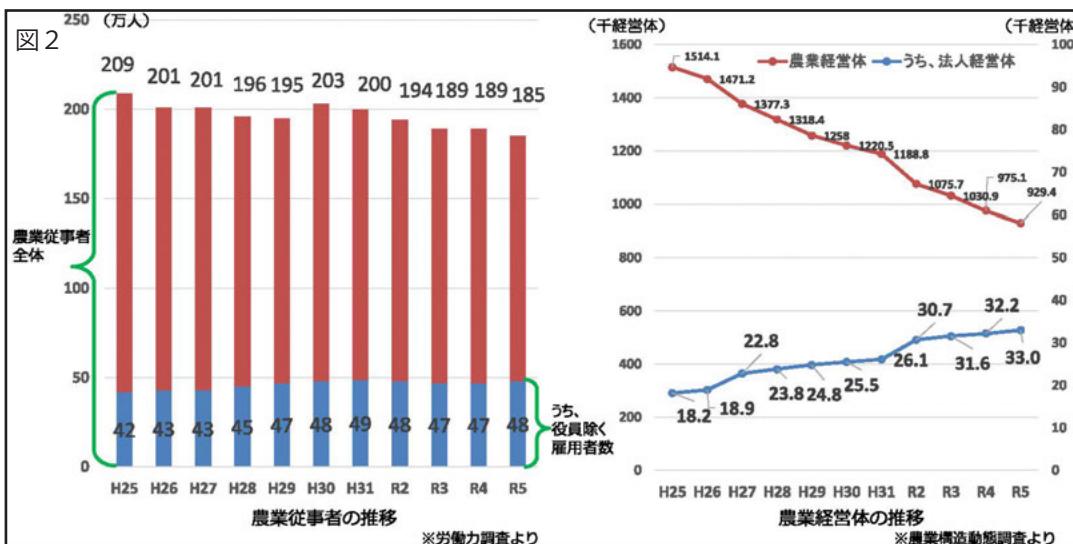
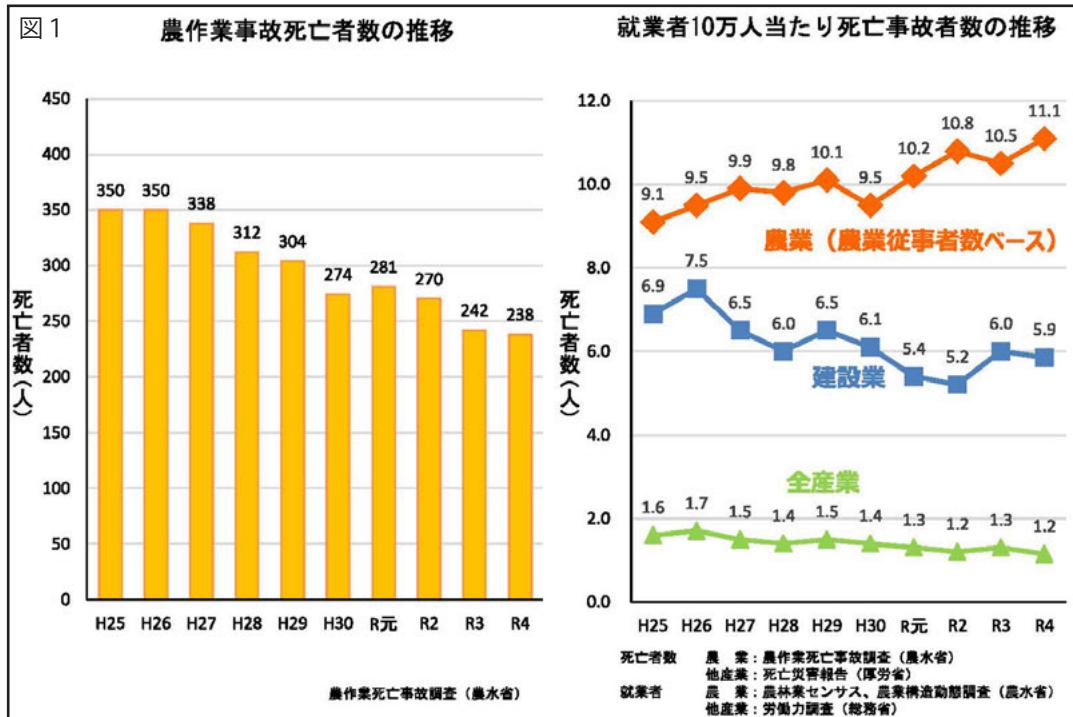
このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催

し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。」

## 農業法人と農業労働者の増加傾向 安全規制の創設を後押し

本誌では2022年12月の第538号で「なぜ進まない農作業の労災事故対策」と題した記事を掲載している。そこでまず指摘したのは、全産業の労働災害死者数が700人台にまで減少しているのに、従事者数自体が桁違いに少ない農業で災害による死亡が200人台になっているという事実である。10万人あたりの死者数で表すと、全産業で1.2人、建設業で5.9人なのに対し、農業従事者は11.1人になるという驚くべき数字があることも紹介した（図1参照）。

この深刻な状況については、農林水産省で農作業安全検討会を設置するなどして対策が検討されてきた。その昨年末に公表されている中間とりまとめでは、死亡事故の原因の多くを占める、乗用型トラクターなどの車両系農業機械に係る対策の強化など、一定の方向性が示されつつある。しかし、こうした農水省で検討されている対策は、機械メーカー側の安全基準改善や従事



者に対する安全意識の向上など、あくまで自発的な取り組みを推進することに止まっている。

一方、労働者の保護のための規制を定め、事業者に罰則をもって履行を強制する労働

安全衛生法においては、建設機械や林業機械などについて、構造上の規制や使用に関する規制、就業制限や労働者への教育についての定めが明確になっている。ところが農業機械については、そうした規制がほと

んどなく、刑事罰を伴うような措置がとられる施策も検討されてこなかった。

そのわけは農業従事者にあって、労働安全衛生法の保護対象となる労働者数自体が少なかったという事情によるものだろう。しかし、この検討会で「農業を取り巻く状況」として示されたデータによると、農業従事者と農業経営体は減少傾向にある一方、農業労働者と法人経営体は増加傾向にある（図2参照）。

厚生労働省の検討会は、こうしたことから農業における労働災害発生の主要な原因となっている、車両系農業機械の規制の必要性、及び具体的な安全対策について検討することとしたものだ。

### ろくに規制がない農業機械 労災多発の理由は明らか

すでに農水省の検討会でまとめられた中

間とりまとめの報告は、車両系農業機械の安全対策上の問題を相当明らかにしており、農業従事者に対する安全教育用教材も同省ホームページ上でたくさんアップされている。

たとえば最も多いとされる乗用型トラクターでの転落・転倒事故への対策としては、転倒しても作業者が下敷きになることを防ぐため、運転席がキャブになっているかフレームがついているものを使用し、シートベルト着用を徹底するというのがある。しかし、乗用型トラクターの運転席に必ずフレームがついているとは限らず、古い型のものは、そもそもフレームなどなく、また設計上シートベルトを必ず装備するようになったのは最近のことだ。

トラクター等の転倒で下敷きになり死亡という事故は、農作業事故の典型例であり、毎年多くの従事者が亡くなっている。2022年は72人が同種の事故で亡くなっ

図3 要因別の死亡事故発生状況(令和4年)

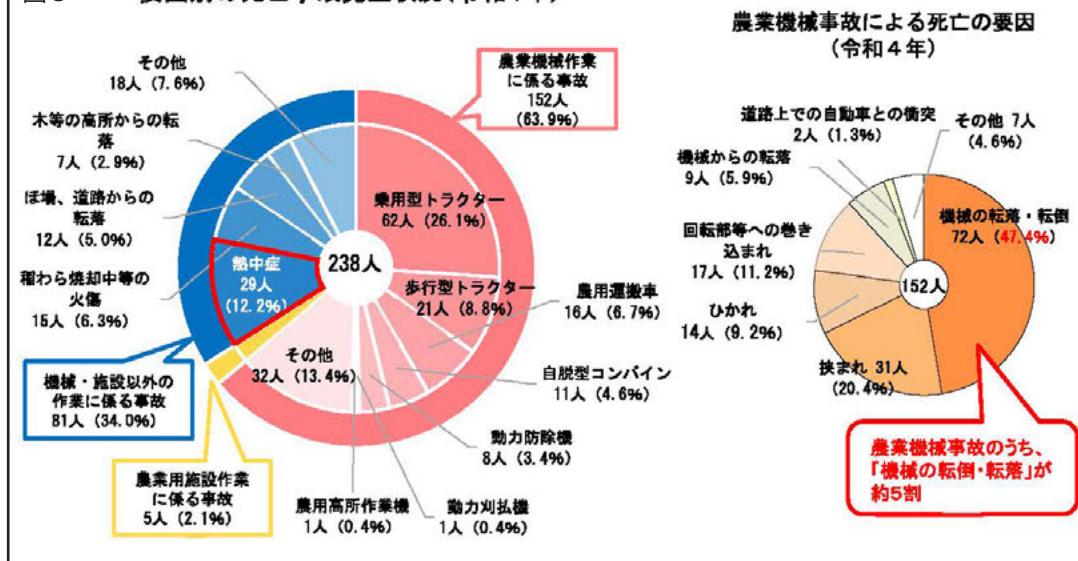


表1 農業の労働災害（車両系農業機械）の主な死亡災害事例（検討会資料より）

災害の概要	
1	トラクターを運転中、農道から水田に落下し、トラクターの牽引するローラーの下敷きになった。
2	トラクターで坂道を登っている時に、ギアを高速にチェンジしたため前輪が浮き上がり、トラクターがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出され地面に落下し、地面とトラクターの間に挟まれた。
3	トラクターに乗って除草作業を行っていたところ、法面からトラクターとともに転落した。
4	果樹園においてスピードスプレーヤーを運転して薬剤を噴霧していたところ、木に激突して木と運転席の間に挟まれた。
5	コンバインを使用した収穫作業を終え、収穫物をトラックの荷台に積み込み作業中、コンバイン上部にある貯蔵タンクのシャフトに作業着が巻き込まれた。
6	農用高所作業機を用いて作業をしていたところ、乗車していた農用高所作業機が転倒した。

ているのだ（図3）。これは農業従事者全体の数字だが、労働安全衛生法に基づく労働者のデータであっても同じ傾向が明らかだという（表1）。

同じ車両系の建設機械の場合、労働安全衛生規則の規定では次のように定められている。

第157条の2 事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

努力義務ではあるが、転倒時保護構造とシートベルトが明記されている。これは車

両系林業機械（木材伐出機械）も同様だ。

乗用トラクターなど農業機械による作業の特徴は、農地と作業道等を行き来するのが普通であり、その境界には畦畔があり、農地自体も傾斜地であることが多いので、転倒の危険は相当高い。また、車両系農業機械は農地までの往復は必ず一般道を通過することになる。低速で移動しているところに、高速で走る乗用車やトラックが追突するという事故も後を絶たない。つまり、建設機械や林業機械より転倒での事故が起きる可能性が高いということになる。にもかかわらず農業機械の転倒等事故対策については規制がないのである。

労働者ではない農業従事者にも確かな効果を及ぼす施策が必要

乗用トラクター等の転倒事故への対策についての議論から、その問題点の一部を

拾ってみたが、農業機械については、ほぼ規制がないという現実がある。したがって、この検討会ではそもそも論からの検討が行われている。論点としては、①構造上の規制をどのように行うかということ、②点検や検査など構造要件を維持するための規制をどうするか、③特定の機械について技能講習の義務付けなど就業制限の扱いをどうするか、④講習、教育をどのようにするかと設定されている。

これまでほとんどが、労働安全衛生法の対象とならない労働者以外であるという現実があるため、農水省の設けた検討会などの取り組みもあり、メーカー側の安全基準はそれなりに見直されてきたが、農業従事者の側の意識は、明らかに遅れているのが現実だ。

機械を使用する従事者にとって、購入して以降はまったくの自己責任となり、特段

の知識が前提とはならない。そのため「これぐらいはよいだろう」とか、独自の扱い方をしてしまい事故につながるという場合も少なくない。

### 安全衛生教育が及ぼない 農作業従事者の非常識

わかりやすい事例として刈払機の例が挙げられる。刈払機は農業だけでなく、清掃業、造園業、林業など様々な仕事で使用されるため、労働安全衛生法上も規制の対象となってきた。「刈払機取扱作業者」に対する安全衛生教育は、資格の必要な就業制限業務や特別教育が義務付けられている危険有害業務とまではなっていないが、該当する労働者を受講させるよう努力義務を課している。行政通達により実技を含む6時間のカリキュラムが設定され（表2）、そ

表2  
1 学科教育

科目	範囲	時間
1 刈払機に関する知識	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定	1.0
2 刈払1機を使用する作業に関する知識	(1) 作業計画の作成等 (2) 刈払機の取扱い (3) 作業の方法	1.0
3 刈払機の点検及び整備に関する知識	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て	0.5
4 振動障害及びその予防に関する知識	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置	2.0
5 関係法令	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5

2 実技教育

1 刈払機の作業等	(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等	1.0
-----------	-----------------------------------------------	-----

の教育実施の結果を記録して保管することとされている。

ところが労働者ではない農業従事者のうち、どのぐらいの割合の人がこの安全衛生教育、もしくは同様の内容の教育を受けているだろうか。いや、受けるというより、そのような機会自体が従事者の前に提供されることがない。もちろん地域の農協等で取り組まれ、講習が実施されている地域もあるが、ほんの一部に過ぎない。特別教育が義務付けられているチェンソーについても同様だ。

そもそもトラクターにシートベルトが装備されていても着用したことがないという従事者は、むしろ一般的かもしれない。検討会のヒアリングの対象となった農業法人の経営者も、発言のなかで作業者がシートベルトをしないことが常態となっていることを認めている。何十ヘクタールも耕す農業法人でさえそのような状況であり、家族経営の農家など安全教育など及びもつかな

(5ページからつづく)

建設業ではごく小規模な事業場が多いことで毎年度の新規公表事業数の割合は90%前後で推移している。

### 労災認定事業場検索サイトの活用

厚生労働省の公表データは、エクセルファイルでかつ全国を7地域に分けた分割ファイルで厚労省サイトの決まった場所に公開されている。

見たい人はどうぞ、ということであるが、一般人が気軽に検索出来るシステムを提供

い。

農業という業種で労働者が増加することに伴い、労働者の車両系農業機械の災害が増えるため規制が必要というのが、検討会の趣旨ということになる。しかし、労働者以外の従事者も含んだ広義の労働災害防止との観点がなければ、大きな意味での規制の効果は少なくなってしまう。

検討会での議論も、その点にふれた意見も度重なっており、農業従事者全体に労働災害防止の効果が及ぶような施策がとられることが望まれる。

### 求められる農業労働災害全体の減少につながる規制

検討会は次年度をめどに一定の方向性が取りまとめられると思われるが、ぜひとも農業労働災害の減少傾向が明確になるような施策につなげたい。

するべきだろう。

そこで、全国安全センターでは検索が容易にできるサイトを作成し、提供しているので関心のある方は是非使ってみていただきたい。簡易な検索しかできないが、十分な実用性を有している。

「石綿労災認定事業場検索サイト 全国安全センター」で検索ください。(事務局片岡明彦)



## 全港湾大阪支部安全衛生委員会

### 事務局長 古井昭朗さんインタビュー

運営委員の紹介インタビュー、今回は、全港湾大阪支部安全衛生委員会で事務局長を務める古井昭朗さんです。

一まずは古井さんが労働運動にかかわった経緯をお伺いしたいと思いますが、もともと旅行の専門学校に通っていたんですよね？

関西労働者安全センターの近所にある旅行専門学校に通っていて、卒業後、旅行会社に入社したんです。当時は月給 12 万円とか 13 万円が普通のところ、学校に来ていた求人には 16 万 5000 円で出ているので面接を受けたら採用されました。

採用されたのはよかったです、初っ端の給料から遅延です。しかも仕事は 100% 飛び込み営業で、1 日中頼まれてもいいのに東大阪の事業所を回って旅行のセールスをしていました。航空券手配などの仕事はちょくちょく入りますが、しんどいし、賃金はちゃんと払ってもらえないし、辞めてサンユーサービスに入りました。

一サンユーサービスにはどのような縁で入社されたのですか？

サンユーサービスには、実は 18 歳のときに働いていたことがあるのです。一度辞めて、専門学校で勉強し直して、旅行会社で働きましたが、また戻れて良かったと思います。当時のサンユーサービスは楽しかったですし。三井倉庫の子会社ですが、もともと家族的な会社で、待遇も良かった。普通、子会社という立場が弱いのですが、親会社に物を言える頼れる上司がいて、いつも守ってもらつ



インドネシア・コモド国立公園にて、奥様、コモドドラゴンといましたね。

だけど、その上司が定年退職してから就労環境が悪くなっています。残業をしても、残業時間を上司が短く修正してしまうのです。もともとタイムカードがなくて、上司が勤怠管理を行っていたところ、残業しても正しい時間を書き込んでくれないんですね。15 分とか、30 分とか削られてしまっている。そんなんじゃ僕らの士氣にもかかわるじゃないですか。どんどん就業環境が悪化していきましたね。部下に対する態度も横柄で不条理、口のきき方も乱暴な、今で言う、パワハラ上司も配属されました。

そんな中、吉馴さんが転勤で配属されます。さっき言ったパワハラ上司による吉馴さんへのパワハラと差別待遇が傍で見ていてもシャレにならなかったんですよ。吉馴さんも我慢強い人ですが、ついにキレて「この営業所の問題は本社で取り上げてもらう！」と宣言したところ、パワハラ上司が慌てて懐柔

してくるんですよね。それでもちゃんと待遇や就業環境について会社と話をしようということで 2007 年に労働組合を結成し、全港湾の分会を立ち上げました。

—古井さんもその機会に合流したんですか？

いえ、結成時に吉馴さんに言われたんですよ、「まずは僕らが何をしているか、何をしようとしているか見ていてほしい。そのうえで一緒にやろう、という気持ちになったら参加してほしい」と。

僕も、もともとキャリア志向があったので、労働組合に入るということは考えていました。会社の幹部に飲みに連れていかれて「全港湾には入らんといでな？」とか言われていましたし。それでも団体交渉を通じて今まで会社に言えなかったことを吉馴さんがバシバシ言っているじゃないですか。労働組合ってすごいなあ、って思って、結成 2か月後には僕も加入していましたね。

—加入してよかったです？

本当によかったです。

春闘でも組合結成前の賃上げが平均 862 円だったところ、今は 1 万円くらいまでいきますし、一時金だって当時の倍とはいきませんが、かなり上がったのは交渉の成果です。

それから、組合がない頃は有給休暇なんか全然取れませんでした。子供の入学式に参加するなんて理由で休んだらどんな嫌味を言われるやら。家族で海外旅行をするためにまとまった休みを取ろうと、理由をひねり出すのが一苦労でしたよ。それが今は有給も普通に取れるし、待遇も良くなつて働きやすい職場になっていきました。

— 組合員の労災請求の際も、会社は資料提供などすぐしてくれたのですね。

サンユーサービスは、もともと安全対策には積極的な会社だったのです。昭和 40 年代

にフォークリフトで死亡事故が発生したことがあって、それ以降安全面ではうるさかったのです。全港湾の大坂支部に入って、安全衛生委員会で活動してるうちに、僕自身も安全衛生に意識が向くようになってきました。会社内でも安全衛生委員会を設立し、月 1 で開催していました。コロナ禍で集まれなくなってしまい、会社の管理職だけで月 1 で行うようになってしましましたが、また取り戻さないといけませんね。

—ところで古井さんと言えば SNS を使った情報発信が得意ですよね。仕事で広報などの経験があるのですか？

メディア・映像系の経験はないのですが、視聴者が観たい、と思えるような情報発信をしたいと思っています。それには、自分が好きなようにしているだけではなくて、そこに視聴者から求められる情報を示していくことを心がけていますね。

動画が見やすい、という基本的な点は当然のこと、それに加えて見て感じが良いものを示すことが大事だと思います。文句、悪口、まずい、などのネガティブワードはぜったい使いませんね。

これは全港湾でも言っているのですが、安全センターに相談に来る人の対応をどのように受けてどのように解決したということを、ドキュメンタリータッチで動画にするとバズると思うのです。1000 人以上閲覧＋再生 4000 時間以上で収益化もできますし…。いずれにしても今後の労働運動の情報発信にはかかせないツールだと思います。

—動画配信を独学で習得し、今や 80 本の動画が 500 万回視聴される程のコンテンツを提供する古井さん。安全センターとしてもご指導をお願いいたします。

# 関西糖尿者安全センターだより

## vol.4 入院生活

### 事務局 種盛真也

みなさん、運動はしていますか。私が普段行っているのは、事務所への通勤で片道30分程度自転車に乗るぐらいですが、えらいもので、それぐらいでも、運動直後は血糖値がてきめんに下がります。食後の運動は大事。

前回、前々回で、糖尿病とその危険性の紹介をしました。今回は、糖尿病での入院生活と検査についてです。

#### 1. 入院準備

私が入院することになった経緯についておさらいすると、2024年4月末、1年1回の定期健康診断で血糖値とHbA1cの値に異常が見つかる→再検査してやっぱりおかしい→大きい病院で再々検査→入院勧告を受けるという流れです。

再々検査の1週間後、私は、Tシャツ、トランクス、ハーフパンツ各2枚と、原稿は書けるでしょと安全センターの事務所から持つて行かされたノートPC、そして暇つぶしの文庫本を何冊か抱えて入院しました。我ながら簡素な持ち物でしたが、売店で一通りの生活用品は売っており、病院内に洗濯機や乾燥機もあったので、なんなら暇つぶしの道具だけでも良かったぐらいです。便利なものですね。



検査で太さを褒められた自慢の足

#### 2. 入院生活のあらまし

入院は教育入院と銘打たれたもので、期間は2週間でした。目的は、糖尿病の進行具合の検査と、合併症が起こってないかの全体的な検診、それと、教育の名の通り、栄養指導です。

入院生活の9割5分ぐらいは自由時間でした。1日1回か2回、検査や教育で呼ばれて30分～1時間程度拘束される以外は、病棟内をうろうろしたり、談話スペースに置かれていた漫画を読んだりしていました。そして夜は午後10時に消灯し、朝は午前7時に起床。ベッドの横に置いたノートPCの鞄から目を背けながら、非常にゆったりした生活を過ごさせていただきました。

食事は1日3食、決められた時間に出てきました。食事についてのあれこれについては、次回、栄養指導と一緒に書きたいと思います。

### 3. 検査

入院中の検査は、心電図やレントゲン、エコー検査といった一般的な検査の他、あまり糖尿以外の別件ではやったことのない検査もありましたので、何個か紹介したいと思います（試験の名前は私が勝手につけています）。

#### ●血糖負荷試験

血糖値が上がる操作をして、その上がった値が下がっていく様子を測定し、膵臓がちゃんと働いているか確認する試験。4年前に入院した時は、「グルカゴン」という、要は砂糖水を体に注射して、30分後、1時間後という風に血糖値を測定したが、今回は、ブドウ糖溶液（これも要は砂糖水みたいなもの）を経口で飲み、その後血糖値を測定することで行った。グルカゴン試験の時は、注射された瞬間気分が悪くなり吐き気がしたが、今回の試験では平気だった。しかし、結果はあまり良い数値ではなく、膵臓がかなり弱っているらしい。私は退院後、経口投薬でなくインシュリンを注射で打っているが、この検査結果がその処置の根拠になっている。

#### ●歩行検査

足のしびれや運動神経に異常がないか調べるために、足の太さを測ったり、30mぐらいの廊下を2往復ぐらい歩いたりする試験。リハビリ担当の理学療法士の方にやっていただいた。結果、普段ほぼ運動なんてしていないのに、足の太さを褒められたり、歩く速度も素晴らしいと言われて気

分が良かった。普段リハビリを担当している人だけに、基準がゆるい。

#### ●血流圧迫試験

心電図の測定器を体につけた後、足首や腕に、血圧測定器の圧迫ベルトを強力にしたようなものを巻き、空気を入れて圧迫し、解放して、血流の戻り具合を見る試験。血管の損傷具合や血液のサラサラ度を見るらしい。強力と書いたが本当に強くて、手や足を締め付けられた時は、破裂するかと思った。結果については、その場では教えてくれなかつたが、後に医師からとても褒められ、糖尿病患者にしてはありえないぐらい血管年齢が若いと言われた（32才相当だそう）。これに関して、栄養指導と絡む話があるのだが、それは次回に。

#### ●尿をためる検査

小便を便器にするのではなく、紙コップにとって、便器の横にある容器にどんどん溜めていく検査。これを2日間行う。目的は、普段1回だけとする尿検査では誤差が大きくなる項目を正確に測定するためと、尿量を測定するためだそう。看護士さんも検査する人も、2日間分のがつりたまつた他人の尿を扱わされるというのは大変な仕事だ。

今回は以上です。退屈ではありましたが、非常にリラックスできた入院生活でした。ノートPCを触らなかったのがよかったです。次回は、食事と栄養指導のことについて紹介いたします。

# 韓国からのニュース

## ■清掃・警備業種も寒波保護の対象に…脆弱業種を集中管理する

雇用労働部は「寒波に備えた勤労者の健康保護対策」を策定し、2日から来年3月まで推進すると明らかにした。

労働部は健康保護対象の労働者を、今までの建設業・特殊形態勤労従事者から、清掃・警備・衛生業種従事者に拡大する。該当業種に従事する移住労働者も対象になる。これらの労働者が働く事業場3万カ所を寒波脆弱事業場に指定し、重点管理する。

脆弱業種の小規模事業場500ヶ所を対象に、「訪問健康管理サービス」を支援する。勤労者健康センターの医師と看護師が、寒冷疾患の予防法と血圧・血糖検査、健康相談などを提供することになる。

移動労働者のためには憩いの場の運営支援を、今までの17ヶ所から25ヶ所に拡大し、地方自治体と協力して、全国86ヶ所の憩いの場の位置と運営時間の情報を提供する。

地方労働庁で進める寒波脆弱業種の指導点検も、1900ヶ所から4000ヶ所にまで増やす。2024年12月2日 京郷新聞 チョ・ヘラム 記者

## ■L E Dを作って33歳でパーキンソン病／労災確定までに7年かかった

L E D製造業者で働いて、33歳でパーキンソン病に罹った労働者が、労災申請から7年目に、大法院で労災を最終認定された。

大法院は先月28日、シン・某さん(48)の労災を認めた二審判決が不当だとし、勤労福

祉公団が提起した上告を審理不続行で棄却したことが確認された。審理不続行とは、上告理由に憲法や法律、大法院の判例または重大な法令違反に関する内容がない時、大法院が特別な審理をすることなく上告を棄却する制度だ。

シン・某さんは、2002年3月から2004年12月までL E Dメーカー2社で働いていたが、2007年から体が固まるなどパーキンソン病の症状を示した。33歳の2009年5月に病院でパーキンソン病の診断を受けた。シン・某さんは2017年勤労福祉公団に労災申請をしたが、公団は2年間の疫学調査の末に、2019年にシン・某さんの労災を不承認とした。

シン・某さんは2020年に行政訴訟を提起して、3年目の昨年6月、一審で勝訴したが、勤労福祉公団が控訴し、労災認定が再び延ばされた。シン・某さんは1年1ヶ月後の7月に二審で再び勝訴したが、公団は大法院に上告した。大法院の審理不続行棄却で労災が認められるまでに7年かかった。

労働界は勤労福祉公団の労災控訴・上告慣行を改善すべきだと指摘する。「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は声明で「公団は、これ以上誤った判定で被災労働者を訴訟にまで追い込むな。」「国会はこれ以上無視せず、労災保険法を改正して、労災先払補償制度を法制化し、業務と疾病の相当因果関係を判断する時、諸般の事情を総合する『規範的因果関係』を法制化せよ」と主張した。2024年12月2日 京郷新聞 チョ・ヘラム 記者

## ■パノリム「勤労福祉公団は立法不備を口実にした『子どもの労災を不承認』取り消せ」サムソン電子の器興工場などで働いている



途中でがんに罹ったユ某さんら、元・サムソン電子の労働者3人と「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)などは26日、ソウル永登浦区の勤労福祉公団ソウル南部支社の前で記者会見を行い、「子どもの労災に関する申請を不認定とした公団の措置は間違っている」として、これを取り消すように要求した。

ユ某さんは1997年からサムソン電子器興工場と華城工場で生産職として働き、2010年に子どもを産んだが、子どもが4年後に自閉症と診断され、自身も2022年に卵巣ガンと結腸と直腸の間に生じるがんの診断を受けると、先月本人と子どもの労災を申請した。他の女性労働者の一人もユ某さんと同じような事例だ。しかし、勤労福祉公団は申請から1ヶ月後の12日、請求時効が過ぎたという理由で2人とも不認定の処分を行った。2022年1月に施行された労災補償保険法は、法施行前に発生した子どもの労災は、施行から1年になる2023年1月までに労災申請ができるとする時効を設定したが、ユ某さんたちはそれ以後に申請した。

男性のチョン某さんは2011年までサムソン電子天安工場でエンジニアとして働いたが、2010年に産まれた子どもが目と心臓、生殖器などに障害を持つチャージ症候群に罹って産まれた。チョン某さんは、子どもを労災と認定してくれと申請し、6月に公団か

ら、チョン某さんの勤務環境と子どもの疾病の間に相当因果関係があると認められたが、現行法が母親の子どもの労災を認めるだけで、父親の子どもの労災は認めないと理由で不認定となった。労災補償保険法は「妊娠中の労働者」が各種有害化学物質にばく露し、子どもが障害を持って産まれた場合のみを労災と認定する。

パノリムは、申請期間を3年に延長することと、父親の子どもの労災を認めるとする労災補償保険法改正案が国会に提出されている状況で、12・3戒厳政局などを経て、国会が該当改正案を扱い難い状況に乘じて、公団が不認定処分したのは「拙速処分」と批判した。2024年12月26日 チョン・ジョンフィ記者

#### ■操縦士労組「済州航空事故の原因、生半可な推測を警戒すべき」

大韓民国操縦士労働組合連盟(操縦士労組連盟)は30日、務安国際空港済州航空惨事に対して、見解表明文で「深い哀悼と憂慮を表わす」とし、「連盟は今回の事故の原因が徹底的に糾明され、航空安全の改善がなされるようすべての支援を惜しまない」と話した。続いて「惨事で愛する家族と知人を失った方々に深い慰労を伝え、生存者の早い回復を心から祈る」と付け加えた。

操縦士労組連盟は「今回の事故は航空安全の重要性を再び想起させる悲劇的な事件」とし、「連盟は操縦士らと航空従事者の権益を保護し、安全文化の定着のために最善を尽くす」と話した。2024年12月30日 ハンギヨレ新聞 キム・ヘジョン記者

(翻訳:中村猛)

# 前線から

## 小野ハーフマラソンに参加 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

### 兵 庫

2024年12月8日兵庫県小野市大池総合公園で、第11回小野ハーフマラソン2024が開催された。私は、前日の7日に大池総合公園内のブースへ当日の荷物の搬入を行い、当日の朝、ホテルルートイン加東に宿泊している2人を迎えて、会場に向かった。前段の打合せで、会場に午前7時45分に全員集合となつておらず、集合したのちにテント内の設営に取り掛かった。

中皮腫・アスベスト疾患・

患者と家族の会の参加は今回で2回目で、関東や東海など遠方からの参加者もあり、また荒尾さん(株式会社ライブリッツ)の全面的な協力を得てテントひと張りを借りて、ブース内でのアスベスト患者のパネル展示、関連書籍の販売、アクセサリや小物の販売、リーフレット、ポケットティッシュを配布するなど啓発活動を行うと同時に、マラソンにも7人が参加した。また、大会主催者側からの公式発表でマラソン参加人数

は5800人とのことだった。

患者と家族の会からは3人、兵庫医大の橋本昌樹先生と株式会社ライブリッツから3人の合計7人がマラソンに参加し、うち2人がハーフ(20km)、5人が5kmに挑戦した。すべての参加者が無事完走を果たした。中でも中皮腫患者が30分の好タイムで完走し、テント内は大いに盛り上がった。昼からは小雨も降る中、寒さもまして来たが、和気あいあいの中で小物販売もまづまづで、最後にはマラソンにランナーとして参加した阪神タイガースの原口文仁選手がブースを訪れ、記念撮影を行い午後2時前に終了した。また来年も参加することを約束し解散した。(事務局 林繁行)

### 関西労働者安全センター第45回総会のご案内

総会を開催します、ぜひ、ご参加ください。

記念講演：『セクハラ』誕生から変わったこと変わらないこと

講師：牟田 和恵氏(大阪大学名誉教授)

「セクハラ」の語が生まれて36年を迎えます。変化したこともあります、最近報道されている中居アイドルや大阪地検トップの事件を見るに仕事上の権力関係を利用した性暴力は後を絶ちません。その根底にあるのは何か考えます。

日時：2025年2月21日(金) 18時30分より

場所：関西労働者安全センター事務所(市民オフィス)

参加無料／ZOOM参加可能、ご希望の方はE-MAILでinfo@koshc.jpまでお知らせください。

# 12月の新聞記事から

**12/2** 携帯電話販売店の店員に土下座を強いるカスハラをしたとして、愛知県警はペリー国籍の職業不詳の女(20)を強要未遂の疑いで逮捕した。容疑者は11月25日、携帯電話販売店で女性店員(26)に対し、「嫌な気持ちになったから土下座しろ」などと脅迫し、髪を引っ張る暴行を加えて土下座を要求した疑いがある。

**12/3** 今年3月、香川県観音寺市の企業で、蛍光灯の交換作業を行なう際に、フォークリフトにとりつけたパレットに労働者をのせて昇降させ、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用した疑いで、企業と倉庫責任者が書類送検された。

国立循環器病研究センター(大阪府吹田市)の大津欣也理事長の部下への言動が第三者による調査チームからパワーハラに当たると認定された問題で、センターは大津氏が役員報酬の10%(3か月)を自主返納すると発表した。大津氏は2022年9月、留任を希望する部長の人事を巡り、「(部長を)代えるのはめちゃめちゃ簡単」などと発言。こうした言動について今年10月、第三者調査でパワーハラと認定された。

**12/4** 熊本県警の男性巡査の自殺は長時間労働が原因だったとして遺族が損害賠償を求めた裁判で、熊本地裁は熊本県に6100万円あまりの支払いを命じた。当直勤務も時間外労働だと認めた。2017年に24歳で自殺した玉名警察署の元巡査・渡邊崇寿さんは、2020年に公務災害と認定され、遺族は裁判で亡くなる前5か月の時間外労働が月平均157時間だったと訴えていた。

**12/5** 中国・広東省深圳市の高速鉄道の工事現場で地面が陥没し、作業員13人が行方不明になった。13人と連絡が取れず、救助活動が行われているが、安否は不明。

**12/7** 能登半島地震の復旧工事での労災件数は10月末時点で39件、9月から3カ月連続で死亡者が出ていた。奥能登2市2町を所管する穴水労働基準監督署は「重篤労災災害多発警報」を発令、石川労働局も関係団体に安全対策の徹底を求める緊急要請を出した。石川県内全体の建設業の労災は、10月末時点で前年同期比5割増の129件(新型コロナ関連を除く)。11月までの死亡事故は6件で、うち3件が地震関連だった。

**12/11** 建設作業などでアスベストを吸って肺がんや中皮腫などになり、2023年度に労災認定された人は1232人だったと、厚生労働省が発表した。石綿の健康被害で労災認定された人は、23年度までの累計で2万1875人となった。「特別遺族給付金」の支給決定は、23年度は159件あった。事業場は1233カ所で、うち975カ所で初めて認定者が出てた。05年以降、事業場はのべ1万9367カ所となった。

**12/12** 元バス運転手の男性が、車両整備の際に吸ったアスベストが原因で肺がんを発症したとして労災を申請し、バス会社側が在職記録の証明に協力しなかったにもかかわらず、今夏に労災認定された。京都府内に住む男性は1961~96年、旧京阪宇治交通に勤務。運転のかたわら、バスの整備作業に当たり、内燃機関の周りやブレーキ装置の部品に使用された石綿の粉じんとみられるほこりを吸った。会社側に勤務記録や「事業主証明」を求めてたが得られなかつたが、京都南労働基準監督署は、職権で調査して在籍記録を確認した他、石綿の影響を示す胸部の変質「胸膜プラーク」を確認したとみられる。

**12/13** 競輪選手の女性が先輩の男性選手から性被害を受けたとして、賠償を求める裁判が始まった。競輪選手で「日本競輪選手会」の兵庫支部に所属していた30代の女性は3年前、先輩の男性選手に大量の酒を飲ませ、ホテルで性的な行為を繰り返されるなどの被害を受けたという。女性はPTSDと診断され競輪選手を引退し、男性選手や選手会などに対し、約2100万円の損害賠償を求めていた。

**12/16** 岐阜大の研究員として働き、大手航空測量会社の顧問を掛け持ちしていたダブルワークの男性(60)が、3年前に自殺して労災と認められていた。労働基準監督署は両職場での就労状況を総合的に考慮した結果、強い精神的負荷が生じていたと判断した。男性は橋梁の設計や保全を専門とする技術者で、19年12月からは岐阜大の研究員として、アフリカで橋梁技術者を育成するプロジェクトに参加。同じ頃に航空測量大手「パスコ」(東京)に中途入社した。名古屋北労基署は両職場での就労状況を検討。岐阜大の准教授が厳しく指導し、男性の立場を尊重せずに相談にも適切に応じなかつたとした。パスコでは橋梁調査全ての責任を一人で負い、適切な評価もされずに孤立を深めたと指摘した。

**12/24** 屋外での「立ちっぱなし」の強要や約2年にわたる仕事の取り上げと無意味な「学習」の押し付けなど、人権侵害とも言えるパワーハラを受けたとして、従業員が経営者らを相手取り約500万円の損害賠償を請求する訴訟が提起された。被告は、プラスチック製品の製造「フソーカー化成株式会社」(東京都・足立区)と同社の社長1名、および3名の役員ら、原告は営業職だった従業員の北澤亨介さん。北澤さんは、労務計画に異議を唱えたことをきっかけに、理不尽な理由で賃金をカットされ、賃金の返還などを求め東京東部労働組合に加入し、賃金は回復したが、経営者によるハラスメントが始まったという。

前理事長による性加害と法人の安全配慮義務違反が10月の東京地裁判決で認定された社会福祉法人「グロー」(滋賀県近江八幡市)について、滋賀県は「県女性活躍推進企業」の認証を取り消した。平成27年に同制度が創設されて以来、認証を取り消されたのは初めて。グローは29年に「二つ星企業」の認証を受け、令和4年に再認証された。

**12/25** 行為者の名前を公表できる規定を盛り込んだ三重県桑名市のカスハラ防止条例案が、同市議会で賛成多数で可決された。氏名公表という制裁手段で実効性を持たせるカスハラ条例は全国の自治体で初めて。来年4月から施行される。条例では事業者からの要求を受け、有識者らで構成する「対策委員会」が行行為者の言動を調査。カスハラと認定され、市の警告にも従わない場合に行為者や対策委から意見聴取した上で名前を公表する。

**12/26** 厚生労働省は、顧客らが理不尽な要求をするカスハラから従業員を保護する対策を全企業に義務付けるとした報告書をまとめた。労働政策審議会分科会に示し、了承を得た。来年の通常国会で法案提出を目指す。報告書では、カスハラを(1)顧客や取引先、施設利用者らが行う(2)言動が社会通念上相当な範囲を超える(3)就業環境が害されるの3要素を満たすものと定義。言動などから判断し、1回でも該当するとした。就職活動中の学生へのセクハラ防止策も義務付ける。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷一



株式会社国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259